

令和2年4月6日

関係各位

福岡大学筑紫病院
病院長 柴田 陽三
(公印省略)

業者等の院内への立ち入りの制限について

すでにご承知のとおり、福岡県内においても新型コロナウイルス感染症が急激に拡大しており、院内感染防止のためにも当院へのウィルスの持ち込みを予防する必要があります。つきましては、院内で必要不可欠な物品の搬入のための立ち入りや、院内での緊急な工事、機器点検作業等を除き、**当面の間、原則として院内への立ち入りを禁止させていただきます。**

なお、院内に立ち入る場合であっても、下記の点についてご留意いただきますようお願いいたします。

諸般の事情をご理解いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

《院内立ち入りの際の留意点》

- ① 立ち入る者の健康管理については、業者側で責任をもって行ってください。
- ② 立ち入る際は手指衛生とマスクの着用をお願いします。
- ③ 発熱がある者の立ち入りは許可しません。
- ④ 院内立ち入りの要件が終了したら、直ちに院内から退去してください。

以上